

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 32,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 449,364 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	平成31年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	180,741	130,365			6,356	44,020
	高齢者福祉費	101,772	3,386	3,700	1,911	11,705	81,070
	児童福祉総務費	13,806	2,053	7,000	1	600	4,152
	児童措置費	36,370	30,570			732	5,068
	保育所費	56,249	3,304		7,455	5,739	39,751
	児童福祉施設費	8,042	2,304		1,184	575	3,979
	小計	396,980	171,982	10,700	10,551	25,707	178,040
保健衛生	保健総務費	27,945	6			3,525	24,414
	健康推進費	24,322	308		2,062	2,770	19,182
	小計	52,267	314	0	2,062	6,295	43,596
合計		449,364	172,413	10,700	12,613	32,002	221,636

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。